

# こ けんり 子どもたちの権利

やまとしりつびょういん こ い けんり まも けんり  
大和市立病院は、子どもの「生きる権利」「守られる権利」  
そだ けんり さんか けんり たいせつ しょうにいりょう  
「育つ権利」「参加する権利」を大切にしながら、小児医療を  
おこな  
行います

## いりょう こ けんしょう 医療における子ども憲章

- ひと たいせつ じぶん い けんり  
1. 人として大切にされ、自分らしく生きる権利
- こ いちばん こ さいぜん りえき かんが  
2. 子どもにとって一番よいこと（子どもの最善の利益）を考えて  
けんり  
もらう権利
- あんしん あんぜん かんきょう せいかつ けんり  
3. 安心・安全な環境で生活する権利
- びょういん おや たいせつ ひと けんり  
4. 病院などで親や大切な人といっしょにいる権利
- ひつよう おし じぶん きも きぼう いけん つた けんり  
5. 必要なことを教えてもらい、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利
- きぼう りゆう せつめい けんり  
6. 希望どおりにならなかつたときに理由を説明してもらう権利
- さべつ きず けんり  
7. 差別されず、こころやからだを傷つけられない権利
- じぶん かって い けんり  
8. 自分のことを勝手にだれかに言われぬ権利
- びょうき あそ べんきょう けんり  
9. 病気のときも遊んだり勉強したりする権利
- くんれん う せんもんてき ちりょう う けんり  
10. 訓練を受けた専門的なスタッフから治療とケアを受ける権利
- いま しょうらい つづ いりょう う けんり  
11. 今だけではなく将来も続けて医療やケアを受ける権利

しゅってん にほんしょうにかがっかい  
(出典：日本小児科学会)